

# こども家庭審議会児童虐待防止対策部会

(第3回)

令和5年12月26日(火)

14:00~16:00

対面及びオンライン併用開催

## 議 事 次 第

### 1. 開会

### 2. 議題

(1) 令和4年改正児童福祉法の施行に向けた検討状況について

(2) こども大綱等について

(3) その他

### 3. 閉会

#### [配布資料]

資料1	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況について
資料2	こども大綱(抜粋)
資料3	こども未来戦略(抜粋)
資料4	ヤングケアラーに関する制度改正について

参考資料1	令和4年改正児童福祉法の概要
参考資料2	令和4年改正児童福祉法の新旧対照表
参考資料3	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令
参考資料4	児童福祉法施行規則第五条の二十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準
参考資料5	一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)
参考資料6	こども大綱
参考資料7	こども未来戦略
参考資料8	令和6年度予算案の概要(虐待防止対策課関係)
参考資料9	令和5年度補正予算の概要(虐待防止対策課関係)

## 制度の現状・背景

- ヤングケアラーについては、支援体制の強化等の対策を進めてきているが、ヤングケアラーへの支援について法律上明確な根拠規定が設けられていない。
- こども大綱においても、「要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる」とされているように、ヤングケアラー等の子ども・若者への効果的な支援を行うためには、両協議会の連携を推進していくことが重要。



## 改正のイメージ（案）

- 子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国及び地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記することとしてはどうか。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものと規定してはどうか。

（公布日施行を想定）